

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称				シーアールエー株式会社
■取組方針掲載ページのURL：		https://www.cra.co.jp/about/index.html#t9		
■取組状況掲載ページのURL：		https://www.cra.co.jp/about/index.html#t9		
原則		実施・不実施	※6	取組方針の該当箇所
原則2 【顧客の最高の利益の追求】	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の度合いと営業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正な業務を行い、顧客の最高の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。		実施	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」 取組方針3「利益相反の適切な管理」 取組方針4「お客様の声を経営に反映させる取組」 取組方針5「お客様本位の業務運営方針の浸透に向けた取組」
	(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の度合いと営業倫理を保持し、顧客の最高の利益を図ることにより、自分の安心した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。			取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」 取組方針4「お客様の声を経営に反映させる取組」 取組方針5「お客様本位の業務運営方針の浸透に向けた取組」
原則3 【利益相反の適切な管理】	金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。		実施	取組方針3「利益相反の適切な管理」
	(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事例が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 <ul style="list-style-type: none">・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の供給会社から、委託手数料等の支払を受けた場合・ 販売会社が、同一グループに属する会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合、同会社又はグループ内の人材派遣部門と連絡部門等があり、当該部門が販売・推奨の運用部門の人材派遣部門が取引関係等有する企業を選ぶ場合	実施	取組方針3「利益相反の適切な管理」	取組方針3「利益相反の適切な管理」
原則4 【手数料等の明確化】	金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、該当手数料等がどのようなサービスの対象に適用されるのかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。		実施	取組方針3「利益相反の適切な管理」
原則5 【重要な情報の分りやすい提供】	金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に規定された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。		実施	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」
	(注1) 重要な情報には以下的内容が含まれるべきである。 <ul style="list-style-type: none">・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組合に係る金融事業者が顧客対象として認定する顧客の範囲・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向踏まえたものであると判断する理由を含む)・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれに該当引取又は業務に及ぼす影響	実施	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」
(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等の場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合しない場合顧客が比較することの可能なとなるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである。(注2)～(注5)は手数料等を含む)。		非該当	当社は保険代理店であるため、金融商品の組成を行うことはございません。また、保険会社から販売を委託されている保険商品をはじめとする当社が取り扱う金融商品・サービスをパッケージとして販売推奨しておりません。そのため、当該事項に係る原則5(注2)、原則6(注2)(注3)については本宣言の対象とはしていません。	
(注3) 金融事業者は、顧客の取り扱経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であるて、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」	
(注4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複数に見合った情報提供を、分かりやすく行るべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合に複数の情報提供を行なう場合に、複数の商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同様の商品の内容を比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を説明し、より分かりやすく丁寧な情報提供を行なわれるよう工夫すべきである。	実施	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」	
(注5) 金融事業者は、顧客に対して情報提供する際には、情報の重要性に応じて区別し、より必要な情報は特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」	
原則6 【顧客にふさわしいサービスの提供】	金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取り目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。		実施	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」 取組方針4「お客様の声を経営に反映させる取組」 取組方針5「お客様本位の業務運営方針の浸透に向けた取組」
	(注1) 金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none">・ 顧客の意図を確認した上で、ます、顧客のライフプラン等踏まえた目標資産額や安易な資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行なうこと・ 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各条件の特徴とリスクについて、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行なうこと・ 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	実施	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」 取組方針4「お客様の声を経営に反映させる取組」 取組方針5「お客様本位の業務運営方針の浸透に向けた取組」	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」 取組方針4「お客様の声を経営に反映させる取組」 取組方針5「お客様本位の業務運営方針の浸透に向けた取組」
(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等の場合には、当該パッケージ全てに当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。		非該当	当社は保険代理店であるため、金融商品の組成を行うことはございません。また、保険会社から販売を委託されている保険商品をはじめとする当社が取り扱う金融商品・サービスをパッケージとして販売推奨しておりません。そのため、当該事項に係る原則5(注2)、原則6(注2)(注3)については本宣言の対象とはしていません。	当社は保険代理店であるため、金融商品の組成を行うことはございません。また、保険会社から販売を委託されている保険商品をはじめとする当社が取り扱う金融商品・サービスをパッケージとして販売推奨しておりません。そのため、当該事項に係る原則5(注2)、原則6(注2)(注3)については本宣言の対象とはしていません。

	(注3) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	非該当	当社は保険代理店であるため、金融商品の組成を行うことはございません。また、保険会社から販売を委託されている保険商品をはじめとする当社が取り扱う金融商品・サービスをパッケージとして販売推奨しております。そのため、当該事項に係る原則5(注2)、原則6(注2)(注3)については本宣言の対象とはしていません。	
	(注4) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行ふ場合や、金融取引需要を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」 取組方針4「お客様の声を経営に反映させる取組」 取組方針5「お客様本位の業務運営方針の浸透に向けた取組」	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」 取組方針4「お客様の声を経営に反映させる取組」 取組方針5「お客様本位の業務運営方針の浸透に向けた取組」
	(注5) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得るために情報提供を積極的に行うべきである。	実施	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」 取組方針4「お客様の声を経営に反映させる取組」 取組方針5「お客様本位の業務運営方針の浸透に向けた取組」	取組方針1「お客様の将来不安解消のための取組」 取組方針2「アフターフォローの取組」 取組方針4「お客様の声を経営に反映させる取組」 取組方針5「お客様本位の業務運営方針の浸透に向けた取組」
原則 7	【従業員に対する適切な勘査づけの体制等】 金融事業者は、顧客の最高の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他適切な勘査づけの仕組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	取組方針5「お客様本位の業務運営方針の浸透に向けた取組」	取組方針5「お客様本位の業務運営方針の浸透に向けた取組」
	(注) 金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検査するための体制を整備すべきである。	実施	取組方針5「お客様本位の業務運営方針の浸透に向けた取組」	取組方針5「お客様本位の業務運営方針の浸透に向けた取組」

【照会先】

部署	本社 営業部
連絡先	info@cra.co.jp